

第2号様式

平成23年度第1回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成23年7月6日(水) 10:00~13:40 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成22年12月1日から平成23年3月31日まで	
抽出案件	総件数 8件	(備考)
工 一 般 競 争	1件	
標 準 指 名 競 争	1件	
事 随 意 契 約	1件	
標 準 プ ロ ボ ー ザ ル 方 式	1件	
業 一 般 競 争	1件	
簡 易 公 募 型 競 争	1件	
務 標 準 指 名 競 争	1件	
随 意 契 約	1件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回 答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について</p> <p>随意契約は，契約率（契約金額／予定価格）が高いものが多いが，これを低くする余地はないのか。</p>	<p>随意契約の大半は変更契約であるところ，変更契約に係る予定価格の作成に当たっては，当初契約の落札率を乗じているので，変更契約の契約率が99%であっても当初契約の落札率が80%であれば，実際の契約率はおおよそ80%となる。</p>
<p>2 業務の発注状況について</p> <p>指名競争に付する場合において，公募型，簡易公募型，標準指名の分類は，予定価格で分けているのか。</p> <p>工事監理業務の発注に当たり，簡易公募型競争入札により手続を行ったものの，入札参加者がいなかったことから標準指名競争入札に変更したものがあるとのことだが，規定上そのようになっているのか。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>なお，技術的に高度な業務又は専門的な技術が必要と認められる業務については，プロポーザル方式により発注している。</p> <p>規定にはないが，対象工事の発注が進行しており工事監理業務の発注が進行しないと支障が出ることから，既に2度公募していることも踏まえ，やむを得ず標準指名競争入札に変更した。このような場合に対応できるよう，現在規定の改正手続を進めているところである。</p>
<p>3 工事発注案件</p> <p>(1) 一般競争入札</p> <p>【平成22年度広島法務総合庁舎書架設置工事】</p> <p>本工事については，非常に低い落札率となっているが，今後，予定価格に工夫の余地はあるのか。</p> <p>広島法務総合庁舎新営工事は，中国地方整備局が発注しているとのこ</p>	<p>書架設置工事の発注は非常にレアケースではあるが，このようなことが続けば，今後，予定価格の作成に当たって参考とする余地はある。</p> <p>全く同じ価格にはならないと思うが，積算に当たり各単価にはそれぞれ根拠</p>

とであるが、同整備局が本件工事の  
予定価格を作成した場合には、同じ  
価格になるのか。

書架の定価を参考にしているのか。

今回の工事については、非常に安  
い金額で落札されているところ、書  
架には様々な物があると思うが、品  
質は確保されているのか。

低入札価格調査の期間はどのくら  
いか。

他の工事でも調査期間はどのくら  
いか。

## (2) 標準指名競争入札

### 【沖縄刑務所職業訓練棟前フェンス 等整備工事】

一般競争入札を行ったものの不調  
となったことから、指名競争入札と  
したとのことであるが、予定価格は  
一般競争入札のものと同一のものか。

指名競争入札の際、参考見積りを  
徴取した業者を指名することに支障  
はないのか。

予定価格の参考として、入札する  
可能性のある業者の見積りを使うの  
であれば、その業者が参考見積りの  
金額を安く入れた場合、その業者し

があるものであるから、大きな差はで  
ないと思う。

定価や業者から徴取した見積書も参  
考にしているが、そのままの金額では  
なく、これに実績等を踏まえた査定率  
を乗じている。

J I S規格があり、基準を満たして  
いれば強度等は変わらない。

半月強である。

おおよそ2週間程度はかかる。また、  
今回は非常に安い入札価格であったこ  
とから、通常よりも詳細に調査をした  
ため、確認資料の入手に時間を要した。

全く同じである。

好ましくないという指導はしている  
が、排除まではしていない。予定価格  
を作成する際は、参考見積り以外に物  
価本等も参考にし積算している。

予定価格の参考にする見積書を3者  
ないし5者から入手して検討しており、  
金額にばらつきがあったり、異常に安  
い見積りであった場合にはヒアリング

<p>か落札できない可能性が出てくる。予定価格を作成するときの参考見積りにばらつきがあると、結果が大分変わってくる。特定の見積書によって予定価格が左右されることがないようにした方がよいのではないか。</p>	<p>を行うなどして調査している。</p>
<p>見積書を査定する場合は、3者の平均から査定をするのか。</p>	<p>総額が最低価格の見積りを査定をしている。</p>
<p>(3) 随意契約 【大阪拘置所新営（建築）第1期工事（第1回変更）】 契約相手方に対して、後日予定価格を伝えるのか。</p> <p>追加的要素がある工事にも予定価格に当初入札における落札率を乗じているのか。</p> <p>変更契約の見積合わせを行うときには、当初入札における落札率も公表されており、契約の相手方も落札率は分かっているのか。</p>	<p>予定価格については、契約締結後に公表している。</p> <p>変更契約である場合には落札率を乗じているが、変更契約ではなく追加工事で随意契約の要件に該当する場合には落札率を乗じていない。</p> <p>落札率については、予定価格と契約金額を公表しているもので、何人でも知ることが可能である。また、契約の相手方は、変更契約の予定価格には当初契約の落札率が乗じられていることも理解していると思う。</p>
<p>見積回数に制限はあるのか。</p>	<p>ない。</p>
<p>追加工事は極力なくすようにすべきである。</p>	<p>そのようにしている。</p>
<p>4 業務発注案件 (1) 標準プロポーザル方式 【平成22年度旭川刑務所実施設計業務】 主観評価は何名で行っており、ど</p>	<p>5名で行っており、1週間程度かか</p>

のくらいの時間がかかるのか。

評価項目中「技術力」の得点に大きな開きがあるが、これはどのような理由か。

実績がある場合に技術力の点数が高くなっていることから、実績があれば選定されることになってしまっているのではないか。

実績がない業者も参入することが可能な余地が更にあった方がよいのではないか。

## (2) 一般競争入札

### 【平成22年度東京法務局墨田出張所等耐震改修調査業務】

調査業務の場合は、内訳書の提出を求めているのか。

業者側の積算根拠や低価格入札になった理由は分からないのか。

極端に低い入札になった場合は何か対策をしているか。

る。

高得点の業者は、法務省発注の類似業務の実績がある技術者を今回の業務に従事させるということで、そのような結果になった。

主観評価のウエートを上げる方法もあるが、プロポーザル方式は最も適した技術力と知識を有する業者を選定することが目的なので、一般的には技術者の実績のウエートが高くなる。なお、実績がない業者も参入できるよう配慮する観点から、技術提案書の提出を依頼する優先順位を決めるときには未経験業者も選定するようにしている。

今後、検討の必要がある。

求めている。

分からない。

契約するか否かは別として、公正取引委員会に通報している。なお、調査基準価格を設定していない場合であっても、予定価格が100万円を超える場合には調査基準価格相当額を設け、それを下回った場合には低入札対策として品質確保対策計画書等の提出を求めている。

今回の入札は26%を下回る価格で落札されているが、当該業務を行える業者かどうか確認しているのか。

この業務を行った者に対して成績等はつけているのか。

仮にこの業者が行った調査が不適切であった場合、今後、同じ業者に発注しないようなシステムなど、何か対策を講じているか。

### (3) 簡易公募型競争入札

#### 【美祢社会復帰促進センター収容棟等新営工事監理業務】

配置予定の管理技術者の同種又は類似の業務実績について、参加表明者6者のうち3者が実績なしと評価されているが、その内容はどのようなものか。

独立行政法人の業務実績を提出している者もあるが、これは「特殊法人等」に該当しないのか。

### (4) 標準指名競争入札

#### 【札幌刑務所庁舎等新営工事監理業務】

予定価格や入札額は千円単位とすることになっているのか。

本件は予定価格が1000万円を超えない業務であることから、低入札価格調査は行っていない。発注に当たって必要以上の競争参加資格を設定することは、競争性を阻害することになることから、必要最小限の業務実績と技術者資格の確認をしている。

業務委託料が基準額に達していないので、成績はつけていない。

現状においては講じていない。今後検討していく。

提出された配置予定の管理技術者の業務実績が、当省の求めた同種又は類似の業務実績でなかったことから、実績なしとしたものである。

入札説明書に記載されているとおり、「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に定めるものであり、すべての独立行政法人が該当するわけではない。

調査基準価格は、通達により1万円未満は切り捨てることになっているが、予定価格及び入札額は、1円単位でも

<p>(5) 随意契約</p> <p>【高松刑務所炊場棟等設計その2業務（第1回変更）】</p> <p>予定価格の直接人件費と諸経費が同額になっているが、諸経費と何か。</p> <p>原契約と変更契約の価格がほぼ同じになっているが、原契約で作成した図面の出来栄えに問題があったのではないか。</p> <p>公表資料だけでそこまでの事情を把握することはできない。契約の変更は当初契約額の何割までと定められているのか。</p> <p>大きな変更契約が発生することは、受託業者にとっても本意ではないと思う。ルールをしっかり定めておくべきである。</p>	<p>構わない。</p> <p>会社の管理運営経費等である。なお、諸経費は業務報酬基準において人件費と同額にするものとされている。</p> <p>設計その2業務は、工事を実施していく中で施工業者に対して設計意図を伝達する業務であり、説明図等の作成を含むが、作図が業務の主体ではないことから、委託料は実施設計業務の委託料と比べると少額である。本件の契約内容は、工事の進ちよくに伴って発生した実施設計図面の変更であり、実施設計業務の受託業者と設計その2業務の受託業者が同一であるため、当該その2業務の変更契約としたものである。今回の変更金額は実施設計業務の委託料と比べると少額である。</p> <p>追加が認められる金額は、工事については、WTO（政府調達協定）案件の場合は5割までと定められている。それ以外の場合は基準はないところであるが、原則として3割を上限としている省庁もあるようである。</p> <p>大幅な変更契約が生じないように努めたい。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------